



⑥ 特別支援学校教諭問題の解答について (注意)

1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。(マークシート右上の記入方法を参照) 消去は、プラスチック消しゴムで念入りに行うこと。
4. 名前の記入 名前を記入すること。
5. 教科名の記入 教科名に「特別支援学校教諭」と記入すること。
6. 受験番号の記入 受験番号欄に5けたの数で記入したのち、それをマークすること。
7. 解答の記入
 - ア. 小問の解答番号は1から45までの通し番号になっており、例えば、25番を

25

 のように表示してある。
 - イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りあるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
 - ウ. どの小問も、選択肢には①、②、③……の番号がついている。
 - エ. 各問いに対して一つずつマークすること。

(マークシート記入例)

プレオナ コウベ タロウ 名前 神戸 太郎

教科名 特別支援学校教諭

数字で記入……

受験番号				
1	2	3	4	0
0	0	0	0	0
1	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0
4	0	0	0	0
5	0	0	0	0
6	0	0	0	0
7	0	0	0	0
8	0	0	0	0
9	0	0	0	0
0	0	0	0	0

小問 番号	解答記入欄										小問 番号	解答記入欄										小問 番号	解答			
	1 - 25											26 - 50														
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0	0	0	0

【1】 次の文は、障害者の権利に関する条約第二条の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

「合理的配慮」とは、障害者が(ア)との平等を基礎として全ての(イ)及び(ウ)を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は(エ)を課さないものをいう。

- | | | | |
|-------------|--------|-----------|------------|
| ① (ア) 他の者 | (イ) 人権 | (ウ) 教育機会 | (エ) 個人への負担 |
| ② (ア) 他の者 | (イ) 能力 | (ウ) 教育機会 | (エ) 過度の負担 |
| ③ (ア) 他の者 | (イ) 人権 | (ウ) 基本的自由 | (エ) 過度の負担 |
| ④ (ア) 他の障害者 | (イ) 能力 | (ウ) 基本的自由 | (エ) 個人への負担 |
| ⑤ (ア) 他の障害者 | (イ) 人権 | (ウ) 教育機会 | (エ) 過度の負担 |

1

【2】 次の条文が含まれる法令として適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

- ① 学校教育法
- ② 日本国憲法
- ③ 学校教育法施行規則
- ④ 教育基本法
- ⑤ 学校教育法施行令

2

【3】 次の文は、生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）の「多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」より一部を抜粋したものである。（ア）～（エ）にあてはまる語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

最新の（ア）な診断基準では、（イ）や言語障害なども神経発達障害のカテゴリーに含まれていますが、文部科学省では主として、（ウ）、（エ）、学習障害を発達障害として扱い、（イ）や言語障害とは分けて整理しています。

- ① 知的障害 ② アスペルガー症候群 ③ 情緒障害 ④ 自閉症
 ⑤ 注意欠陥多動性障害 ⑥ 医学的 ⑦ LD ⑧ 教育的

（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）
3	4	5	6

【4】 次の文は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月 文部科学省）の記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

<略>（ア）を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、（ア）において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

<略>

1 障害の種類及び程度

<略>知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との（イ）に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、（ウ）への適応が困難である程度のも

<略>

<略>病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は（エ）の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に（エ）の管理を必要とする程度のもの

- ① （ア）特別支援学校 （イ）意思疎通 （ウ）学校生活 （エ）健康
 ② （ア）特別支援学級 （イ）協調活動 （ウ）学校生活 （エ）生活
 ③ （ア）特別支援学級 （イ）意思疎通 （ウ）社会生活 （エ）生活
 ④ （ア）特別支援学級 （イ）協調活動 （ウ）社会生活 （エ）健康
 ⑤ （ア）特別支援学校 （イ）意思疎通 （ウ）社会生活 （エ）生活

【5】 次の文は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月 中央教育審議会）における「新時代の特別支援教育の在り方について」に関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

（1）基本的な考え方

<略>

また、障害者の権利に関する条約に基づく（ア）システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の（イ）と社会参加を見据え、一人一人の（ウ）に最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、進級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、（エ）のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

- | | | | | |
|---|---------------|-------|-----------|--------|
| ① | （ア）インクルーシブ教育 | （イ）自立 | （ウ）教育的ニーズ | （エ）連続性 |
| ② | （ア）エクスクルーシブ教育 | （イ）自立 | （ウ）障害の種類 | （エ）連続性 |
| ③ | （ア）インクルーシブ教育 | （イ）進路 | （ウ）障害の種類 | （エ）独自性 |
| ④ | （ア）エクスクルーシブ教育 | （イ）進路 | （ウ）教育的ニーズ | （エ）独自性 |
| ⑤ | （ア）インクルーシブ教育 | （イ）自立 | （ウ）障害の種類 | （エ）連続性 |

【6】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における視覚障害のある子供に対する障害の状態等の把握にあたっての留意点についての記述である。各下線部について正しいものを○、適切でないものを×として、適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

(イ) 障害の状態等の把握にあたっての留意点

<略>

a 観察について

視覚障害のある子供は、見知らぬ場所などの環境であると視覚からの情報で確認することなくこれまでの経験から状況を判断することがある。視覚以外の感覚を活用して状況を把握したり、相手の感情や様子を声の出し方や大きさを手掛かりに理解したりしている場合がある。このことを踏まえ、教育相談室のような小さな部屋やプレイルーム等の大きな部屋、施設内の移動の仕方を含め観察することが考えられる。また、子供が慣れない相手とコミュニケーションをとることに不安を感じている場合は、本人から、本人が日頃観察している点を聞き取ったり、相談等の時における子供と保護者との関わりの様子から子供の行動等で気になる点を把握したりすることが必要である。遊びの中で、音の出るおもちゃや光の装飾があるおもちゃ、布やプラスチック、木など素材の異なるおもちゃを用意し、物に対する顔の向きや距離、眼球の動き、おもちゃの受け渡しの際の手の動き、姿勢、音や素材に対する反応、人への要求などの側面を観察する必要がある。

- ① ア ○ イ × ウ ○ エ ○ オ ×
 ② ア × イ ○ ウ × エ ○ オ ○
 ③ ア ○ イ ○ ウ ○ エ × オ ○
 ④ ア × イ ○ ウ ○ エ × オ ○
 ⑤ ア ○ イ × ウ × エ ○ オ ×

【7】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における学習障害に関する記述である。(ア)～(ウ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

学習障害とは、金般的に(ア)に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は(イ)といった学習に必要な基礎的な能力のうち、(ウ)ないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

- ① (ア) 知的発達 (イ) 推論する (ウ) 一つ
- ② (ア) 言語発達 (イ) 記憶する (ウ) 全て
- ③ (ア) 言語発達 (イ) 推論する (ウ) 一つ
- ④ (ア) 知的発達 (イ) 記憶する (ウ) 全て
- ⑤ (ア) 知的発達 (イ) 推論する (ウ) 全て

10

【8】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における知的障害のある子供の教育に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールを理解を促すよう配慮する。
- ② 知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。
- ③ 知的発達の遅れにより、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることはないため、知的発達の遅れのない子供と同様に一般的な社会性の発達段階を踏まえた学級活動等の取組みを行うとともに、自尊心や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。
- ④ 知的障害の状態は外部からは分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子供、教職員、保護者、地域への理解啓発に努める。
- ⑤ 危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。

11

- 【9】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における脳性まひの分類についての記述である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～③から選び、番号で答えよ。

<略> 神経症状による病型分類

<略> (ア)型

手や足、特に足のふくらはぎの筋肉等に(イ)が見られ、円滑な運動が妨げられているのを「(イ)まひ」と言い、(イ)まひを主な症状とする脳性まひの一群を「(ア)型」と分類している。「(イ)」とは、伸張反射が異常に亢進した状態であり、素早く他動的にその筋肉を引き伸ばすと抵抗感を生じる。

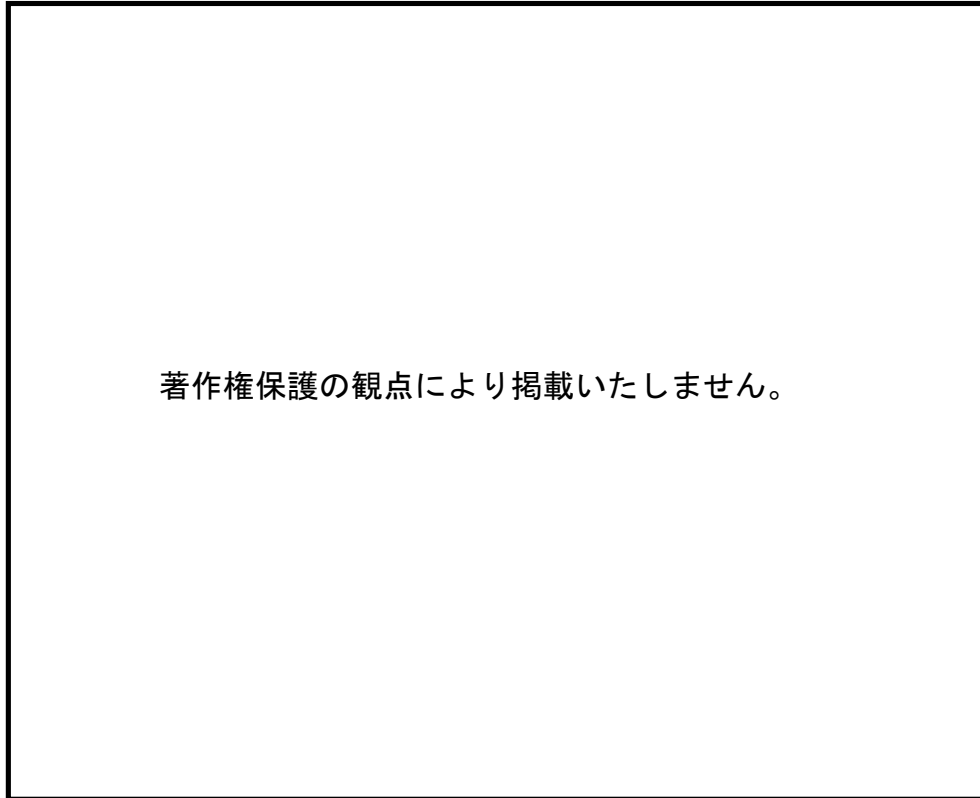
<略>

<略> (ウ)型

(エ)と上肢に不随意運動がよく見られ、下肢にもそれが現れる一群を「(ウ)型」とよんでいる。その特徴として、運動発達では、頸の座りや座位保持の獲得の遅れが見られる。なお、(ウ)型と診断のある子供に不随意運動が顕著に見られない場合がある。この場合には、不随意運動が見られないから(ウ)型ではないと判断するのは早計である。よく観察してみると、筋緊張が突然高くなったり低くなったりする様子が見られる。

- | | | | |
|----------|----------|-----------|---------|
| ① (ア) 固縮 | (イ) 痙性 | (ウ) アテトーゼ | (エ) 股関節 |
| ② (ア) 固縮 | (イ) 関節拘縮 | (ウ) 失調 | (エ) 股関節 |
| ③ (ア) 固縮 | (イ) 痙性 | (ウ) 失調 | (エ) 頸部 |
| ④ (ア) 痙直 | (イ) 関節拘縮 | (ウ) アテトーゼ | (エ) 頸部 |
| ⑤ (ア) 痙直 | (イ) 痙性 | (ウ) アテトーゼ | (エ) 頸部 |

【10】 次の図は、聴覚器の構造を示したものである。(ア)～(エ)にあてはまる語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。



- ① 蝸牛 ② 鼓膜 ③ 外耳 ④ 聴神経
⑤ 内耳 ⑥ 前庭窓 ⑦ 中耳 ⑧ 耳管

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
13	14	15	16

【11】 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月 文部科学省）における児童又は生徒の調和的な発達支援に関する記述である。下線部について適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

<略>

(5) 家庭及び地域並びに①医療、②福祉、保健、③労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、④長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、⑤個別の指導計画を作成すること。

17

【12】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）のカリキュラム・マネジメントの充実に関する記述である。(ア)～(オ)にあてはまる語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

(ア)はあらゆる(イ)を支える基盤となるものであり、学校(ウ)についても、(ア)に基づき(イ)をより効果的に実施していく観点から(ウ)がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、(ア)を中心に据えながら(エ)かつ計画的に実施し、(イ)の質の向上につなげていくことであり、本項においては、中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示している。具体的には、

- ・児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等(オ)な視点で組み立てていくこと、
 - ・(ア)の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
 - ・(ア)の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
- などを通して、(ア)に基づき(エ)かつ計画的に各学校の(イ)の質の向上を図っていくことと定義している。

- ① 組織的 ② 専門的 ③ 横断的 ④ 特別な支援
 ⑤ 目標 ⑥ 教育課程 ⑦ 運営 ⑧ 教育活動
 ⑨ 設立 ⑩ 学習指導要領

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
18	19	20	21	22

【13】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）の一部である。（ア）～（エ）にあてはまる語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

（ア）的・（イ）的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって（ウ）的<略>に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「（ア）的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との（イ）、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「（イ）的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・（エ）という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

- ① 基本 ② 全面 ③ 能動 ④ 横断 ⑤ 探究
 ⑥ 主体 ⑦ 共通 ⑧ 調和 ⑨ 飛躍 ⑩ 対話

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
23	24	25	26

【14】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領（小学部・中学部）」（平成29年4月 文部科学省）における「生活科の目標」に関する記述である。（ア）～（オ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、記号で答えよ。

(1) 生活科の目標

1 目 標

具体的な（ア）を通して、生活に関わる（イ）を生かし、自立し生活を豊かにしていくための（ウ）を次のとおり育成することを目指す。

- (1) （ア）の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活に必要な（エ）を身に付けるようにする。
- (2) 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現することができるようにする。
- (3) 自分のことに取り組んだり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、（オ）をもって学んだり、生活を豊かにしようとしたりする態度を養う。

- | | | | |
|---|----------|-----------|-----------|
| ① | （ア）活動や体験 | （イ）見方・考え方 | （ウ）資質・能力 |
| | （エ）習慣や技能 | （オ）意欲や自信 | |
| ② | （ア）活動や体験 | （イ）資質・能力 | （ウ）見方・考え方 |
| | （エ）意欲や自信 | （オ）習慣や技能 | |
| ③ | （ア）習慣や技能 | （イ）見方・考え方 | （ウ）資質・能力 |
| | （エ）活動や体験 | （オ）意欲や自信 | |
| ④ | （ア）習慣や技能 | （イ）資質・能力 | （ウ）見方・考え方 |
| | （エ）意欲や自信 | （オ）活動や体験 | |
| ⑤ | （ア）習慣や技能 | （イ）見方・考え方 | （ウ）活動や体験 |
| | （エ）意欲や自信 | （オ）資質・能力 | |

【15】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」（平成30年3月（文部科学省））における知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部音楽科における各段階の内容に関する記述として適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 1段階の器楽の活動では、打楽器や旋律楽器を使って、簡単な楽譜などを見て、友達と一緒に音を合わせて演奏することなどをねらいとしている。
- ② 1段階では音楽づくり活動を通して、即興的に音を選択したり、組み合わせたり、まとまりのある音楽をつくることなどをねらいとしている。
- ③ 1段階の鑑賞の活動では、音楽を形づくっている要素と曲の特徴とを関連付けて聴くことなどをねらいとしている。
- ④ 2段階の歌唱の活動では、＜略＞、独唱をしたり、教師や友達と斉唱や輪唱などをしたりする活動を通して、曲想と歌詞の表す情景やイメージとの関わりを理解したり、思いや意図にふさわしい歌い方で表現したりすることなどをねらいとしている。
- ⑤ 1段階では、＜略＞、身体表現活動を通して、リズムの特徴や曲想に合わせて表現してみようとすることや、主体的な動きを引き出すような身体表現の活動を進めることなどをねらいとしている。

【16】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における自立活動の意義に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 障害のある幼児児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、小・中学校等の幼児児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。
- ② 自立活動において育まれる資質・能力は、幼児児童生徒の生活年齢や発達の段階に即して系統的に配列されている目標（ねらい）や内容を指導していくことで、知識及び技能の習得のみならず、それぞれの体系に応じた思考力、判断力、表現力等の育成や学びに向かう力、人間性等の涵養について、バランスよく育成することを目指している。
- ③ 障害のある幼児児童生徒は、その障害によって、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまずきなどが生じやすい。
- ④ 「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」とは、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことであり、自立活動の指導を中心として行われるものである。
- ⑤ 自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。

【17】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における、特別支援学校（聴覚障害）に在籍する幼稚部3歳児に対して、やりとりをする力を育むための具体的な指導内容を設定するまでの例の一部である。（ア）～（エ）にあてはまる語句を①～⑥から選び、番号で答えよ。

学部・学年	幼稚部・3歳児
障害の種類・程度や状態等	聴覚障害（重度で人工内耳を装用）
事例の概要	人工内耳の手術をした幼児に対し、やりとりをする力を育むための指導

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

- ・新生児聴覚スクリーニング検査の後、精密検査をした結果、両耳とも重度難聴（90dB以上）の診断を受けた。
- ・確定診断の後、両耳に補聴器を装用し、特別支援学校（聴覚障害）の教育相談を定期的に受けてきた。
- ・2歳4か月時に、人工内耳の手術を受けた。術後の人工内耳の調整は特に問題なく行うことができたが、日常生活の中で人工内耳を通した音になかなか慣れず、日常的に装用するまで時間がかかった。
- ・音がした際に反応することはあるが、音を聞き分けている様子はまだ見られない。
- ・発声は、明るくのびのびとした声が出るまでには至っていない。
- ・興味をもつと自分から行動したり、表情や指さしで伝えたりするが、言葉や身振りでの表現は見られない。
- ・周囲の様子をよく見ている一方で、友達の気持ちや場面にそぐわない行動をすることがある。

②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階

（略）	（ア）	（イ）	（ウ）	（略）	（エ）
	<ul style="list-style-type: none"> ・人工内耳を通して日常生活の中の音の持つ意味を捉えることが困難なため、周囲の状況が理解できず不安を感じたり、自分の判断と実際の出来事とに行き違いが生じてストレスを感じたりすることがある。 ・興味があることについては積極的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の人に対して興味をもつと自分から行動したり、表情や指さしなどで伝えたりする。 ・周囲の様子をよく見ている。 ・友達の表情や行動から相手の気持ちを読み取ることが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発声が周囲に伝わりやすいものになっていない。 ・言葉や身振りで相手に伝えていくことが困難である。 ・相手の気持ちや場面の意味を読み取ることが困難である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・人工内耳を日常的に装用している。 ・人工内耳を通した音に反応することがある。 ・音の違いや音声に意味があることに気付いておらず、音の違いを聞き分けることは難しい。

- ① 身体の動き ② コミュニケーション ③ 心理的な安定
 ④ 環境の把握 ⑤ 健康の保持 ⑥ 人間関係の形成

（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）
30	31	32	33

【18】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における自立活動の内容の「身体の動き」に関する記述である。（ア）～（オ）にあてはまる語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

5 身体の動き

- (1) （ア）と運動・（イ）の基本的技能に関すること。
- (2) （ア）保持と運動・（イ）の補助的手段の活用に関すること。
- (3) （ウ）に必要な基本（イ）に関すること。
- (4) 身体の（エ）に関すること。
- (5) （オ）に必要な（イ）と円滑な遂行に関すること。

- ① 日常生活
- ② 感覚
- ③ 姿勢
- ④ 移動能力
- ⑤ 代行手段
- ⑥ 作業
- ⑦ 行動
- ⑧ 概念形成
- ⑨ 動作
- ⑩ 認知

（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）	（オ）
34	35	36	37	38

【19】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における人間関係の形成の「自己の理解と行動の調整に関すること」に関する記述として適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 自己に対する知識やイメージは、様々な経験や他者との比較を通じて形成されていく。障害のある幼児児童生徒は、障害による認知上の困難や経験の不足等から自己の理解が十分でない場合がある。
- ② 知的障害のある幼児児童生徒の場合、過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。このような場合は、まず、本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己に肯定的な感情を高めていくことが大切である。
- ③ 肢体不自由のある幼児児童生徒の場合、経験が乏しいことから自分の能力を十分理解できていないことがある。自分でできること、補助的な手段を活用すればできること、他の人に依頼して援助を受けることなどについて、実際の体験を通して理解を促すことが必要である。
- ④ ADHDのある幼児児童生徒の場合、衝動の抑制が難しかったり、自己の状態の分析や理解が難しかったりするため、同じ失敗を繰り返したり、目的に沿って行動を調整することが苦手だったりすることがある。そこで、自分の行動とできごととの因果関係を図示して理解させたり、実現可能な目当ての立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を学んだりして、自ら適切な行動を選択し調整する力を育てていくことが大切である。
- ⑤ 視覚障害のある幼児児童生徒の場合、特定の光や音などにより混乱し、行動の調整が難しくなることがある。そうした場合、光や音などの刺激の量を調整したり、避けたりするなど、感覚や認知の特性への対応に関する内容も関連付けて具体的な指導内容を設定することが求められる。

39

【20】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における自立活動を主とした指導に関する記述である。下線部について適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

「①重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは②特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。」と総則（小学部・中学部学習指導要領 第1章 第8節の4）に示されている。これら児童生徒に対する自立活動を主とした③指導計画の作成に当たっては、④障害の改善を促すことをねらいとし、そのために必要な基本的な指導内容を個々の⑤児童生徒の実態に応じて適切に設定する必要がある。

40

[21] 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における就学に関する事前の相談・支援の実施に当たって特に留意すべきことに関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 就学に関する事前の相談・支援として、様々な活動が早い時期から用意され、提供されることを、本人及び保護者に対して事前に周知すること。
- ② 就学先となる学校や学びの場の検討に当たっては、障害の種類や程度が最も重要であることについて、保護者の理解が深まるよう、丁寧な説明を心がけ、子供の健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で話合いに臨むことができるようにすること。
- ③ 本人や保護者が、正確な情報を得て理解した上で就学に関する事前の相談・支援の活動に臨むことができるよう、適時・適切な情報提供、きめ細かい配慮と工夫に努めること。
- ④ 一連の就学先となる学校や学びの場の検討のプロセスにおいて、本人及び保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え保護者が安心して相談に臨むことができるようにすること。
- ⑤ 就学先となる学校や学びの場は固定的なものではなく、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ、転学や学びの場の変更が可能であり、柔軟なものであることを分かりやすく伝えること。

41

[22] 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚部・小学部・中学部)」(平成30年3月 文部科学省)における学校相互間の連携や交流に関する記述である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒と一緒に参加する活動は、(ア)を通じて豊かな(イ)を育むことを目的とする(ウ)の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする(エ)の側面があるものと考えられる。「(ウ)及び(エ)」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。

- ① (ア) 相互の触れ合い (イ) 人間性 (ウ) 連携 (エ) 交流
- ② (ア) ICT機器 (イ) 人間性 (ウ) 連携 (エ) 共同学習
- ③ (ア) 相互の触れ合い (イ) 社会性 (ウ) 交流 (エ) 共同学習
- ④ (ア) ICT機器 (イ) 社会性 (ウ) 共同学習 (エ) 交流
- ⑤ (ア) 相互の触れ合い (イ) 人間性 (ウ) 交流 (エ) 共同学習

42

【23】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼程部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）のキャリア教育の充実に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 特別支援学校の中学部においては、自校の高等部に進学する生徒が多いことから、高等部で何を学ぶのか、しっかりとした目的意識をもって進路の選択ができるよう、保護者と密接な連携を図りながら指導を進めていく必要がある。
- ② 将来の生活や社会、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見直しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。
- ③ キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別の教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。
- ④ キャリア教育は、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、その実施に当たっては、職場見学や職場体験活動、社会人講話などの機会の確保が不可欠である。
- ⑤ キャリア教育を効果的に展開していくためには、総合的な学習の時間を要としながら、特別活動の学級活動や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

43

【24】 次の文は、「小学校等における医療的ケア実施支援資料」（令和3年6月 文部科学省）の医療的ケアに関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

小学校等において（ア）等が（イ）を行うに当たって、（ウ）は、（イ）を小学校等において行う教育的意義や必要な衛生環境などについて理解するとともに、＜略＞をはじめ（ウ）により行われる日常的な子供の健康状態の把握を通じて、（ア）等と必要な情報共有を行い、緊急時にはあらかじめ定められた役割分担に基づき対応することが、特に重要である。

また、（ウ）が、（ア）等の管理下において、（イ）以外の（エ）、例えば、医療機械・器具の装着時に衣服の着脱を手伝ったり、＜略＞は可能であり、（ウ）と（ア）等とが連携して医療的ケア児の（エ）に当たることが重要である。

- ① （ア）看護師 （イ）医療的ケア （ウ）教職員 （エ）支援
- ② （ア）看護師 （イ）医行為 （ウ）教職員 （エ）医療的ケア
- ③ （ア）看護師 （イ）医療的ケア （ウ）養護教諭 （エ）支援
- ④ （ア）教職員 （イ）医行為 （ウ）養護教諭 （エ）支援
- ⑤ （ア）教職員 （イ）医療的ケア （ウ）看護師 （エ）医行為

44

[25] 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における特別支援教育に関するセンターとしての役割に関する記述である。下線部について適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

①学校教育法第74条においては、特別支援学校が②小・中学校等の要請に応じて、幼児児童生徒の教育に対する必要な助言又は援助を行うよう努めるものとするという規定が設けられていることを踏まえて、特別支援学校が地域の実態や家庭の要請等に応じて、児童生徒やその保護者に対して行ってきた③自立活動のセンターとしての役割に加え、地域の小・中学校等の要請に応じ、④障害のある児童生徒等や担当する教師等に対する助言や援助を行うこと、その際学校として組織的に取り組むこと、⑤他の特別支援学校や小・中学校等と連携を図ることを示している。